定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年一月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年一月十日

愛知県東海市名和町天王前二〇番地

株式会社スマック

代表取締役　平野　晴信

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年一月十日

島根県松江市学園南二丁目三番五号

松江土建株式会社

代表取締役　神庭　民生

株式募集事項につき通知公告

当社は、株式募集事項につき、平成二十四年一月六日開催の取締役会において左記のとおり決議いたしましたので公告します。

記

一、募集株式の種類及び数　普通株式三〇、〇〇〇株

二、払込金額又はその算定方法　一株につき金一、一〇〇円

三、現物出資に関する事項　該当なし

四、払込期日又は期間等　平成二十四年一月三十一日

五、増加資本金及び資本準備金　出資された財産の額の二分の一（一円未満切上げ）を増加資本金の額とし、その余りを資本準備金の額とする。

以　上

平成二十四年一月十日

東京都渋谷区本町一丁目四番一六号

ザ・レジェンド・ホテルズ&トラスト株式会社

代表取締役　嶋田　秀子

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である帆刈和夫が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年一月十日

東京都千代田区内幸町二丁目二番二号富国生命ビル

ハルダー・トプソー・インターナショナル・エイ・エス

日本における代表者　帆刈　和夫

限定承認公告

本籍茨城県守谷市松前台七―五―一、最後の住所千葉県柏市南増尾四―一九―一八

被相続人　亡　山口　一雄

右被相続人は平成二十三年六月三十日死亡し、その相続人は平成二十三年十二月十四日千葉家庭裁判所松戸支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十日

千葉県鎌ヶ谷市北初富七―二レオパレス二〇九

相続財産管理人　山口　富史

限定承認公告

本籍神奈川県横浜市鶴見区汐入町一―一―二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　高橋　倭一

右被相続人は平成二十三年九月十三日死亡し、その相続人は平成二十三年十二月二十日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十日

横浜市鶴見区仲通一―三第二マルセンビル四〇一

相続財産管理人　高橋美由紀

限定承認公告

本籍静岡県袋井市豊沢二六六三番地二、最後の住所静岡県袋井市豊沢二六六二

被相続人　亡　後藤　一志

右被相続人は平成二十二年九月二十一日死亡し、その相続人は平成二十三年十二月二十二日静岡家庭裁判所浜松支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十日

静岡県袋井市豊沢一八五八―三

相続財産管理人　後藤　恭秀

限定承認公告

本籍広島県庄原市東城町小奴可二八一六番地

一、最後の住所広島市西区己斐東二丁目二七番地一〇号　被相続人　亡　田和　壽巖

右被相続人は平成二十三年七月十四日死亡し、その相続人は平成二十三年十一月三十日広島家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十日

広島市西区己斐東二丁目二七番地一〇号

相続財産管理人　田和　珠美

信託業務を営む金融機関の合併の公告

当社は、関係当局の認可等を条件に、住友信託銀行株式会社（大阪市中央区北浜四丁目五番三三号。なお、合併の効力発生日をもって商号を三井住友信託銀行株式会社に、住所を東京都千代田区丸の内一丁目四番一号に変更予定）との合併により解散することといたしましたので、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第八条第三項の規定により公告いたします。

一、効力発生日

平成二十四年四月一日

二、引受けを行った信託関係の処理の方法

住友信託銀行株式会社に当社の権利義務全部を承継いたします。

平成二十四年一月十日

東京都港区芝三丁目三三番一号

中央三井信託銀行株式会社

取締役社長　奥野　順

訂正公告

平成二十四年一月四日（号外第一号）掲載の相続財産管理人弁護士横田安弘に係る相続債権者受遺者への請求申出の催告中、「被相続人　亡　大原一朗」とあるは、「被相続人　亡　木原　一朗」の誤りにつき訂正します。

平成二十四年一月十日

扱　店

信託業務を営む金融機関の合併の公告

当社は、関係当局の認可等を条件に、住友信託銀行株式会社（大阪市中央区北浜四丁目五番三三号。なお、合併の効力発生日をもって商号を三井住友信託銀行株式会社に、住所を東京都千代田区丸の内一丁目四番一号に変更予定）との合併により解散することといたしましたので、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第八条第三項の規定により公告いたします。

一、効力発生日

平成二十四年四月一日

二、引受けを行った信託関係の処理の方法

住友信託銀行株式会社に当社の権利義務全部を承継いたします。

平成二十四年一月十日

東京都港区芝三丁目三三番一号

中央三井信託銀行株式会社

取締役社長　住田　謙

信託業務を営む金融機関の合併の公告

当社は、関係当局の認可等を条件に、住友信託銀行株式会社（大阪市中央区北浜四丁目五番三三号。なお、合併の効力発生日をもって商号を三井住友信託銀行株式会社に、住所を東京都千代田区丸の内一丁目四番一号に変更予定）との合併により解散することといたしましたので、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第八条第三項の規定により公告いたします。

一、効力発生日

平成二十四年四月一日

二、引受けを行った信託関係の処理の方法

住友信託銀行株式会社に当社の権利義務全部を承継いたします。

平成二十四年一月十日

東京都港区芝三丁目三三番一号

中央三井信託銀行株式会社

取締役社長　住田　謙

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十三年十一月二十二日法務省告示第五百二十一号（日本国に帰化を許可する件）（原稿誤り）				
二四	一	3丁目55番地	2丁目104番地	
平成二十三年十一月二十九日東北地方整備局告示第百八十四号（道路に関する件）（原稿誤り）				
七下	一一		宮城県白石市越河	福島県伊達郡国見町藤田
平成二十三年十二月十九日掲載の千葉家庭裁判所八日市場支部に係る平成二十三年（家）第七三一号相続財産管理人の選任中（原稿誤り）				
一二三七～八			出生年月日昭和19年7月24日	出生年月日昭和19年7月18日
平成二十三年十二月二十一日掲載の山口家庭裁判所岩国支部に係る平成二十三年（家）第七五五号相続財産管理人の選任中（原稿誤り）				
一三一	一七～八		死亡年月日平成23年8月29日	死亡年月日西暦2011年8月29日
〃	〃	八	出生の場所本籍に同じ	出生の場所朝鮮
〃	〃	八～九	出生年月日昭和27年10月3日	出生年月日西暦1952年10月3日

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　一月十日付第四号六四ページ

◉官報郵送料のお知らせ　十二月分

（月極一部当り）の郵送料二、一六四円

ジ●同日付第五号四〇ページ●同日付政府調達第四号

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、三六〇円）　本号一部　一三〇円（本体一一八円）

送料　別（配）